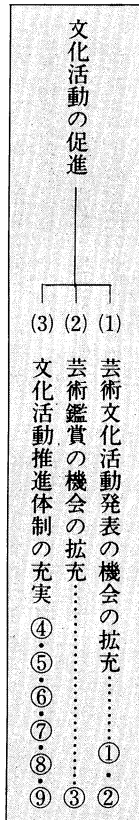


IV 文化

第1節 文化活動

第1項 施策の概要

1 施策の体系



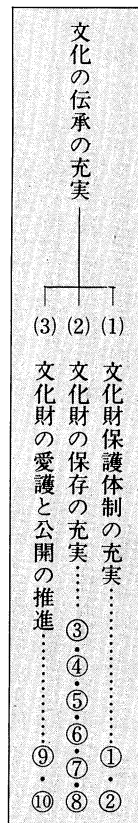
施策

- ① 県民芸術文化活動発表機会の拡充
 - ア 県総合美術展覧会、県文学賞を充実して、応募を奨励する。
 - イ 文化団体を主体とした県芸術祭の充実に努めるとともに、国民文化祭への参加を促進する。
 - ウ 市町村における芸術文化活動発表機会の充実に努める。
 - エ 青少年文化活動発表機会の拡充
 - オ 県高等学校文化連盟を育成・援助し、県高等学校総合文化祭の充実に努める。
- ② 芸術鑑賞機会の拡充
 - ア 優れた芸術を鑑賞する機会の拡充に努める。特に子供・青少年に対する芸術鑑賞機会の拡充に努める。
- ③ 文化行政組織の充実
 - ア 文化行政推進体制を確立するため、県における文化行政組織の充実に努めるとともに、市町村における文化行政組織の整備を促進する。
- ④ 文化振興基金の充実と活用
 - ア (財)福島県文化振興基金の充実と活用を促進する。
- ⑤ 文化活動指導者の養成確保
 - ア 芸術セミナーや文化活動指導者バンクを充実して、文化活動指導者の養成確保に努める。
- ⑥ 文化団体活動の促進
 - ア 全県組織文化団体の充実と文化団体連合体の組織されていない町村の解消を促進する。
 - イ (財)福島県文化振興基金の助成等を通して文化団体活動の奨励に努める。
- ⑦ 文化情報提供の充実
 - ア 県民への文化情報提供の充実に努めるとともに、県・市町村・文化施設相互間の文化情報ネットワーク化を検討する。
- ⑧ 国際文化交流の充実
 - ア 外国の優れた芸術文化に接する機会の拡充を図るとともに、文化団体の行う海外発表会への参加を奨励する。

第2節 文化の伝承

第1項 施策の概要

1 施策の体系



2 施策

- ① 県の文化財保護体制の充実
 - ア 文化財保護体制の確立のため、文化財保護行政組織の充実に努める。特に、埋蔵文化財保護体制の強化に努める。
 - イ 文化財保護管理の万全を期するため、文化財パトロールの充実に努める。
- ② 市町村における文化財保護体制の充実
 - ア 市町村における文化行政専門課(係)の設置を促進するとともに、職員に対する研修の機会の拡充に努める。
 - イ 埋蔵文化財保護体制を強化するため、市においては専門職員の配置拡充を図るとともに、町村においては広域的な調査機関の設置を促進する。
- ③ 文化財保存調査の推進
 - ア 文化財に係る資料の整備と記録保存を図るため、基礎調査及び緊急調査に努める。
- ④ 文化財の指定の推進
 - ア 有形文化財については、絵画、漆器、陶磁器等指定の遅れている分野について指定を推進する。
 - イ 有形民俗文化財については、各地域の歴史や風土に根ざした特色あるものを系統的に収集し、指定を推進する。
- ⑤ 無形民俗文化財については、祭礼、法令、年中行事等の風俗習慣についても指定を推進する。
- ⑥ 埋蔵文化財の保存の充実
 - ア 埋蔵文化財の保存のため、事前に表面分布調査や試掘調査を実施するとともに、事業者側と協議を行い、可能な限り現状保存に努めながら、記録保存のための発掘調査を推進する。
- ⑦ 文化財防災設備等の充実
 - ア 建造物、美術工芸品等の文化財の防災設備、保存施設等の整備を促進する。
 - イ 文化財の所有者又は管理団体に對し、日常的管理の強化を図るよう指導に当たる。
- ⑧ 文化財保存助成の充実
 - ア 指定文化財の保存、埋蔵文化財保存調査に対する文化財保存助成の充実に努める。